

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

〈 本荘由利広域市町村圏組合 〉

R8.7.30公表

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	101.7	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.3	%
全職員	75.4	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	-	%
本庁課長相当職	111.2	%
本庁課長補佐相当職	104.6	%
本庁係長相当職	-	%

(2) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	148.3	%
31～35年	-	%
26～30年	100.1	%
21～25年	99.8	%
16～20年	-	%
11～15年	-	%
6～10年	-	%
1～5年	-	%

【説明欄】

- (1) 任期の定めのない職員以外の職員は、4月1日現在の再任用職員及び会計年度任用職員のうち、社会保険、共済組合加入者を対象とした。
- (2) 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- (3) 男性の62%は任期の定めのない常勤職員である一方、女性における任期の定めのない常勤職員は22%にとどまる。これは社会福祉施設における介護・調理パートなどの会計年度任用職員で女性が多いためである。
- (4) 任期の定めのない常勤職員以外の職員について、再任用職員の男女比は1:1、会計年度任用職員の男女比は8:19である。